

# 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) を申請する皆様へ大切なお知らせ

低単収となった場合は、その理由を証明する書類が必要です!!

- ゲタ対策の**面積払**は、地域の標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものであり、**単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません。**
- 対象畑作物の**単収が地域の基準単収を大きく下回る（2分の1未満）場合**は、低単収となったことの**合理的な理由があると認められる場合に限り面積払の交付対象**となります。ただし、この場合、**理由書と理由書の根拠となる証拠書類の提出が必要**となります。



低単収となった場合、その理由を証明する**証拠書類が必要**となりますので、**適切に保存**してください。

- ◆ **農作物の被害状況が明確に把握できるほ場ごとの写真**※  
及び書類（気象庁公表データ・記事）等
- ◆ 作業日誌
- ◆ 種子の購入伝票及び肥料又は薬剤の購入伝票等
- ◆ 改善指導を受けている等の場合は、対策を施したことが分かるほ場の写真や書類等



※被害状況が明確に把握できるほ場ごとの写真について、生育期間中の被害状況をほ場ごと（被害を受けたエリアごとであり、1筆ごとではありません）に撮っていただくことを基本とします。なお、生育期間中には確認できない被害状況の場合には、被害を受けた収穫物の写真を添付してください。

低単収となった理由によって必要となる証拠書類が異なります。  
**具体的な証拠書類は裏面をご確認ください。**

・被害状況等の確認ができないと交付対象とならない場合がありますので、**自己の判断ですき込み等を行わず**、速やかに最寄りの地域農業再生協議会へ申し出てください。

・低単収となった**理由が2年以上連続して同じ場合（自然災害等によるものは除く）**は、**翌年産の生産に向けた改善指導の対象**となります。改善指導で示された対応が十分でない場合は面積払は交付されないとともに、翌年の面積払は収穫後交付となりますのでご注意ください。

# 低単収となったことの原因書に必要な証拠書類

低単収となった理由ごとに、以下に示す**具体的な証拠書類を全て提出する必要があります。**

低単収となった理由※1	原因書に添付する具体的な証拠書類
① 自然災害等（気候変動の影響を含む）の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農作物の被害状況（ほ場ごと）を明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの） 農地の被害が要因の場合は、農地の被害状況を明確に確認できる写真（撮影月日及び対象地番が把握できること）</li> <li>◆ 気象庁公表データ又は自然災害等発生の記事（近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できるもの）</li> <li>◆ 作業日誌※2</li> <li>◆ 種子の購入伝票及び肥料又は薬剤の購入伝票※2</li> </ul>
② 新たな生産技術の導入による場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農作物の生育不良（ほ場ごと）が明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの）</li> <li>◆ 新たな生産技術に係る会議資料又は研修会資料</li> <li>◆ 新たな生産技術に係る農業生産資材の購入伝票等（見積書、精算書、領収書）</li> <li>◆ 前年産及び当年産の作業日誌※2</li> <li>◆ 種子の購入伝票及び肥料又は薬剤の購入伝票※2</li> </ul>
③ 申請者の体調不良等の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 通院、入院、死亡したことが確認できる書類（通院：診療レセプト又は診断書、入院：入院証明又は診断書、死亡：死亡届又は死亡診断書）</li> <li>◆ 作業日誌※2</li> <li>◆ 種子の購入伝票及び肥料又は薬剤の購入伝票※2</li> </ul>
④ 鳥獣害（病虫害を含む）の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農作物の被害状況（ほ場ごと）を明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの）</li> <li>◆ 鳥獣害の場合は、被害防止対策の実施状況を明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの）。（それまで当該地域において同様の被害を受けた事例が無い場合は除く）</li> <li>◆ 病虫害の場合は、防除・対策の実施状況を明確に把握できる書類（薬剤等の資材の購入伝票）</li> <li>◆ 作業日誌※2</li> <li>◆ 種子の購入伝票及び肥料又は薬剤の購入伝票※2</li> </ul>

※1 上記以外の理由による場合に必要な証拠書類については、速やかに最寄りの地域農業再生協議会へご相談ください。

※2 作業日誌、種子や肥料等の購入伝票は、適切な生産・肥培管理等が行われていたことが分かるものであること。

○ **ほ場条件の制約**がある場合や栽培管理の見直し等の**改善指導を受けている場合**には、上記①～④のそれぞれの場合で示された書類のほか、以下の**追加の書類が必要**です。

- ◆ 農地に対策を施したことを明確に確認できる写真又は書類等（以下、改善指導を受けている場合のみ）
- ◆ 改善指導通知の写し
- ◆ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
- ◆ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等

お気軽に、無料電話相談

＜受付時間：平日9:00～17:00＞

フリーダイヤル

サア ミナハイロー

0120-38-3786

※自動的に最寄りの地方農政局等に繋がります。



ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。  
携帯電話をご利用の方はこちらから、最寄りの地方農政局等、地域農業再生協議会（市町村、JA等）にご相談下さい。